組合員の資格得喪に係る長期給付（年金）関係の手続マニュアル

1　組合員資格取得時の長期給付（年金）関係の手続

組合員資格取得・転入の手続（組合員証の交付申請）を行うことで被用者年金制度（厚生年金）への加入手続も同時に行われます。組合員資格取得・転入の手続においては，各種書類の提出が必要となりますが，ここでは，**年金関係のみ抜粋して記載します。**

(1)　組合員資格取得時の長期給付（年金）関係の提出書類（年金関係のみ抜粋）

提出書類 ＼ 資格取得区分	年金加入期間等報告書〔整理番号６〕	年金受給権者再就職届書及び年金証書（原本）
資格取得（新規採用・臨時的任用職員（任期付職員）・会計年度任用職員（非常勤職員）のうち要件を満たした者・ブランク有の再任用フルタイム等）	○	△
転入（他支部・他共済からの転入）	○	△

※　○は提出が必須のもの，△は該当者のみ提出するもの。

①　年金加入期間等報告書〔整理番号６〕について

組合員資格取得時に提出する長期給付（年金）関係の書類としては，年金加入期間等報告書〔整理番号６〕の提出が必須となります。

②　年金受給権者再就職届書及び年金証書（原本）について

公務員共済組合から老齢または障害の年金を受給している者が再就職（組合員資格を再取得）等した際には，「年金受給権者再就職届書」及び「年金証書（原本）」も併せて提出が必要となります。

公立学校共済組合の「年金受給権者再就職届書」の様式については，「公立学校共済組合ホームページ（https://www.kouritu.or.jp/index.html）（※）」に掲載されています。

なお，提出が遅れると支給済みの年金を遡及して返還していただくことになりますので，ご注意ください。

※　「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロードのページ」に掲載されています。
　　鹿児島支部のホームページではなく，本部管轄の「公立学校共済組合」のホームページになりますので，ご注意ください。

【再就職（再取得）等の例】

・再任用短時間勤務や民間会社への就職，無職期間等を経て，再度，再任用フルタイムや臨時的任用職員等となり公立学校共済組合員となった場合
・他共済で年金決定後，公立学校共済組合に転入した場合

注意点

・私立学校共済組合は公務員共済組合には含まれません。
・添付する年金証書（原本）については，公務員共済組合から交付されているもの全てを添付してください。（年金証書が２種類交付されている場合は２種類とも添付する。）

２　組合員資格喪失時の長期給付（年金）関係の手続

１月以上の組合員期間がある組合員（注）が資格喪失（退職）した場合には，長期給付（年金）関係の手続きが必要となります。各手続の内容については，別表のとおりです。（手続きの内容については，令和２年３月 23 日付け公共鹿第 1116 号「組合員の資格得喪に係る長期給付（年金）関係の手続等について（通知）」を参照してください。）

なお，臨時的任用職員等において任用が１日ないし数日の間を空けて再度行われる場合において，事実上の任用関係が中断することなく存続すると任命権者が判断する場合には，組合員資格が引き続くこととなるので，その時点における手続きは不要となり，組合員資格を喪失する際に，対象者の老齢の年金受給権に応じて，待機者登録または退職改定の手続きを行うことになります。

（注）「１月以上の組合員期間がある組合員」とは
正規職員，臨時的任用職員等を問わず共済組合員資格を取得した月の末日以降に退職する全ての方。
ただし，60 歳以上の場合は，共済組合員資格を取得した月の末日まで任用が続かない場合でも，年金加入期間に参入するため，「１月以上の組合員」に該当する。

(1) 用語の説明

① 待機者登録

待機者登録とは，将来の年金決定に必要な年金記録（組合員期間，報酬等）をデータとして本部電算機に登録する手続です。

② 退職改定

老齢厚生年金の受給権発生日以降の組合員期間及び報酬等を算入し，年金額を再計算する手続です。公務員在職中は停止となる「経過的職域加算額」の停止解除処理等も併せて行います。

③ 退職届書（ターンアラウンド用）

共済組合の電算機から打ち出した氏名等があらかじめ印字された退職届書のことです。

④ 退職届書（臨的等用）

臨時的任用職員等の資格喪失（退職）に係る手続用の退職届書です。

(2) 臨時的任用職員等の事務手続きの詳細

年金待機者登録を行うために「退職届書（臨的等用）」と「所属所に保管されている履歴書の写し（所属所長が原本証明したもの）」を退職の事実発生後に，組合員異動報告書〔整理番号３〕・組合員証等と併せて提出します。

① 臨時的任用職員等の「退職届書（臨的等用）」について

「退職届書（臨的等用）」については，「公立学校共済組合鹿児島支部ホームページ」にＰＤＦ様式を掲載していますので，ダウンロードして使用してください。

※「公立学校共済組合鹿児島支部トップページ」→こんなときガイド「退職時の年金関係手続き」

② 臨時的任用職員等の手続きに係る履歴書について

履歴書については，組合員期間等を確認する根拠資料となりますが，提出前に発令の記入漏れがないか念のため確認をお願いします。特に，任用期間を満了前に退職した場合や懲戒処分を受けた場合の発令については漏れがないようにしてください。

(3) 年金待機者登録から年金請求までの流れ

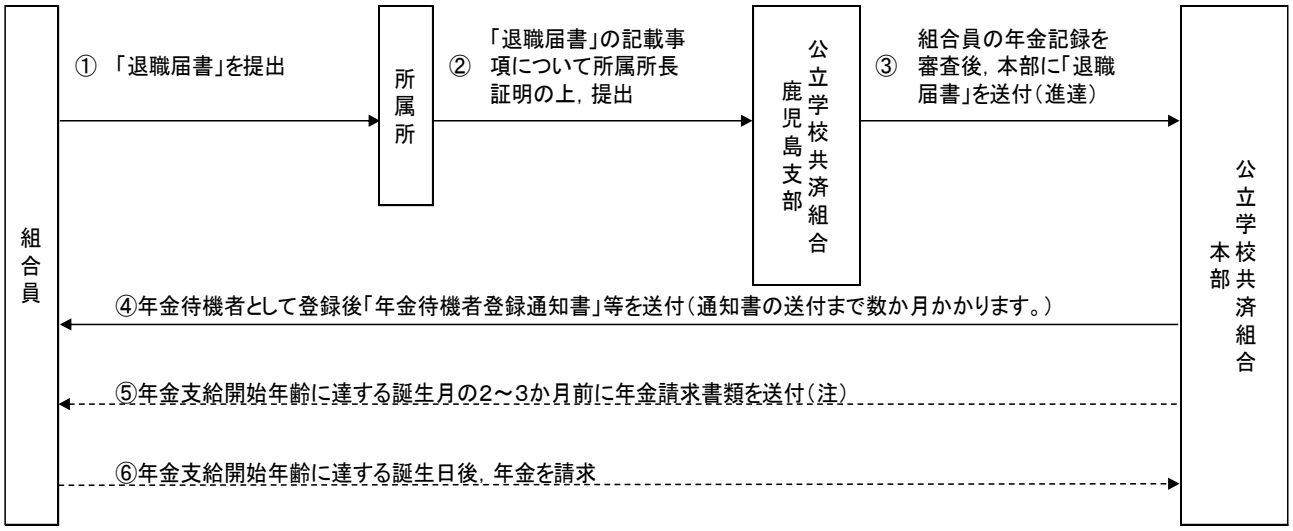

（注）被用者年金制度の一元化により，年金請求書は年金支給開始年齢時において最後に加入していた被用者年金の実施機関（各共済組合や日本年金機構）から送付されます。

☆退職届書の取得方法☆
・正規職員（※）→定年前退職者については，所属所から提出された「若年退職事前報告書」により，鹿児島支部から所属所長あてに「退職届書（ターンアラウンド用）」を送付します。
※年度末の定年退職者や再任用フルタイム終了予定者については，例年，２月頃に鹿児島支部から対象者に「退職届書（ターンアラウンド用）」を送付・配布します。
・臨時的任用職員等→公立学校共済組合鹿児島支部ホームページから「退職届書（臨的等用）」をダウンロード。

【参考】退職届書の「所属所長の押印」及び「組合員の押印」の省略について

退職届書の「所属所長の押印」及び「組合員の押印」については，公立学校共済組合運営規則の変更に伴い，省略することができるようになっています。（令和２年１月 22 日付け公共鹿第 927 号「定年前退職者に係る「若年退職事前報告書」の提出及び退職届書に係る事務取扱いの変更等について（通知）」により通知）

事務取扱いの変更にあたって当支部へ寄せられた照会を参考までに以下のとおりまとめました。

Q	A
「所属所長の押印」及び「組合員の押印」の省略が可能となりましたが，押印してしまいました。	押印があっても差し支えありません。 そのまま提出してください。
「所属所長の押印」及び「組合員の押印」の省略が可能とされていますが，所属機関の長の欄はなにも記載しないということか。	省略できるのは「所属所長の押印」（いわゆる公印省略）です。その他の日付・所属機関名及び職名，所属所長の氏名の記載は必要です。（ゴム印等による記載でも可。）
退職届書に組合員氏名が既に印字されていますが，この場合でも「組合員の押印」は省略できるのでしょうか。	お見込みのとおり。 組合員氏名が既に印字された退職届書（ターンアラウンド用）でも省略できます。